

住宅用火災警報器の設置状況の集計結果 (平成23年6月時点)

予防課

1 はじめに

消防庁では、消防法の改正により設置義務化された住宅用火災警報器の設置率について、平成23年6月時点での推計を実施しました。その結果、全国の推計設置率は71.1%で、前回推計結果（平成22年12月時点）の63.6%から7.5ポイント上昇していることが分かりました。また、平成23年義務化の地域では10.2ポイント上昇し、平成22年までに義務化済みの地域では、4.9ポイント上昇していることが分かりました。

〈推計設置率（全国）〉

	総世帯数 (万世帯)	うち推計 設置世帯数 (万世帯)	推計 設置率
H22年までに 義務化	2,467万世帯	1,865万世帯	75.6%
H23年 義務化	2,412万世帯	1,605万世帯	66.5%
全 国	4,879万世帯	3,470万世帯	71.1%

注1) 調査対象からは、東日本大震災において、全壊、半壊の戸数が、全戸数の2割以上を占める地域並びに警戒区域及び計画的避難区域に指定された箇所が大半を占める地域を除いている。

注2) 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住警器の設置が免除される場合も「推計設置世帯数」に含む。

注3) 総世帯数は平成17年国勢調査の結果による。

注4) 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。

〈推計設置率（ブロック別）〉

ブロック	地域数	推計設置率
北海道	67地域	72.5%
東 北	99地域	67.6%
関 東	205地域	72.9%
東 海	73地域	73.4%
東近畿	89地域	74.5%
近 畿	62地域	71.2%
中 国	52地域	64.5%
四 国	54地域	58.2%
九 州	136地域	70.2%
計	837地域	71.1%

※「ブロック」は全国消防長会の支部を単位としている。

〈前回推計結果（H22.12時点）〉

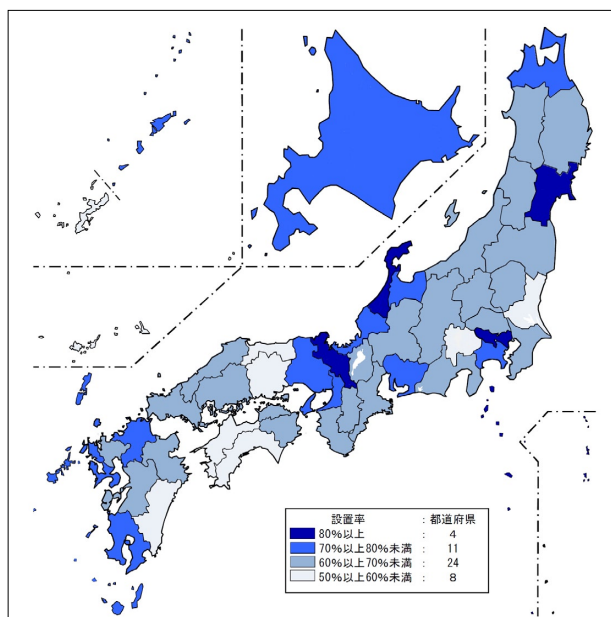
	総世帯数 (万世帯)	うち推計 普及世帯数 (万世帯)	推計 普及率
全 国	4,906万世帯	3,119万世帯	63.6%

2 都道府県別に見る住宅用火災警報器の設置率

推計設置率を都道府県別にみると、東京都の88.2%が最も高く、次いで宮城県87.2%、石川県82.2%の順となっています。



都道府県名	推計 設置率	前回 との差
滋賀県	68.7%	+10.7%
京都府	81.9%	+6.3%
大阪府	70.7%	+8.4%
兵庫県	72.1%	+9.0%
奈良県	60.7%	+4.8%
和歌山県	69.0%	+9.2%
鳥取県	58.3%	+17.7%
島根県	65.5%	+18.8%
岡山県	59.1%	+8.5%
広島県	68.0%	+15.7%
山口県	66.4%	+14.6%
徳島県	60.0%	+8.5%
香川県	62.7%	+12.3%
愛媛県	54.2%	+8.8%
高知県	58.6%	+4.2%
福岡県	78.2%	+5.0%
佐賀県	63.5%	+10.3%
長崎県	78.1%	+4.3%
熊本県	65.4%	+7.2%
大分県	69.2%	+21.5%
宮崎県	57.3%	+11.3%
鹿児島県	70.8%	+12.5%
沖縄県	51.3%	+6.9%
全 国	71.1%	+7.5%



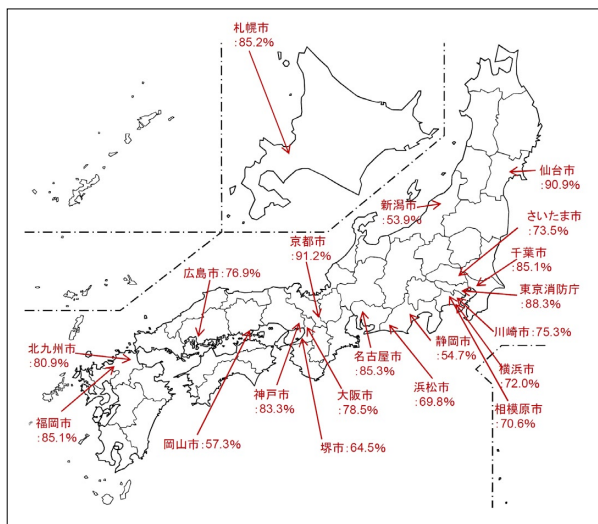
都道府県名	推計 設置率	前回 との差
北海道	72.5%	+6.1%
青森県	71.2%	+0.0%
岩手県	61.0%	+8.9%
宮城県	87.5%	+5.5%
秋田県	62.3%	+12.6%
山形県	64.8%	+15.4%
福島県	60.5%	+6.4%
茨城県	54.9%	+5.2%
栃木県	64.6%	+1.8%
群馬県	63.4%	+4.7%
埼玉県	65.7%	+2.8%
千葉県	67.7%	+3.4%
東京都	88.2%	+9.0%
神奈川県	70.6%	+9.2%
新潟県	60.1%	+10.3%
富山県	74.4%	+0.6%
石川県	82.2%	+2.2%
福井県	77.6%	+20.8%
山梨県	53.8%	+11.3%
長野県	69.6%	+3.7%
岐阜県	61.1%	+13.4%
静岡県	65.6%	+0.0%
愛知県	77.8%	+6.9%
三重県	68.7%	+4.2%

〈推計設置率（地域別）〉

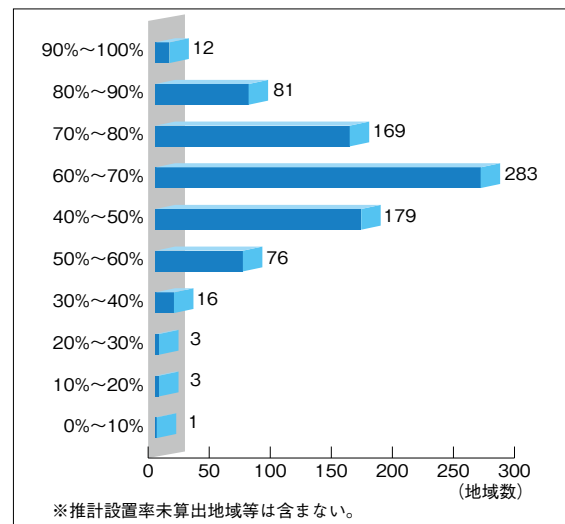
3 地域別に見る住宅用火災警報器の設置率

推計設置率を政令指定都市別に見ると、15都市が70%を超えています。

また、地域別に見ると、60%～70%である地域が283地域と最も多くなっています。



〈推計設置率（政令指定都市等別）〉



〈推計設置率（地域別）〉

4 おわりに

我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少を続けているなど一定の効果が現れているものの、全国では未だ設置していない世帯が約29%にのぼり、さらには推計設置率が約50%程度にとどまっている地域もあるのが現状です。

消防庁としては、平成23年9月7日（水）に開催した「住宅用火災警報器設置対策会議」（前：住宅用火災警報器設置推進会議）において「住宅用火災警報器設置対策基本方針」が新たに決定され、未設置世帯に対する働きかけ及び維持管理に関する広報の強化等、今後の取組方針を示したところであり、住宅火災による被害の更なる軽減を図るためにも、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、住宅用火災警報器の設置を徹底していくこととしています。